

介護福祉士を目指す 高校生 のみなさんへ

# 介護福祉士修学資金のご案内

介護福祉士修学資金は高校在学中に事前申請ができます

介護福祉士養成施設（専門学校・大学）に進学した方は、卒業後に介護福祉士国家試験に合格することで介護福祉士の資格を取得することができます。

（※）平成29年4月1日から令和9年3月31日までの卒業者は、試験に合格しなくても卒業年度の翌年度から5年間に限り介護福祉士の資格を有することができます。その5年間の間に試験に合格すれば5年後以降も資格を有することができます。

これから進学しようと考え、介護福祉士の資格の取得を目指す高校生をサポートするため、下記のような「介護福祉士修学資金貸付制度」があります。

学費の約80%を「修学資金」で補うことができます ※下記の例の場合

【学費（2年間）の例】

	入学金	授業料	施設費	実習費	合計
1年次	100,000円	660,000円	180,000円	30,000円	970,000円
2年次	—	660,000円	180,000円	80,000円	920,000円

+

教科書代、実習衣代など、その他別途必要な費用（2年間）… 160,000円

【介護福祉士修学資金（2年間）の利用例（最大）】

	貸付月額	入学準備金	就職準備金	試験対策費
1年次	50,000円×12ヶ月 =600,000円	200,000円		—
2年次	50,000円×12ヶ月 =600,000円	—	200,000円	40,000円

学費合計（2年間）約

205万円



約80%

借入可能合計（最大）約

164万円

※この他、生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると認められる世帯の世帯員は、別途生活費の加算も可能

## 利用条件について

〇次の（1）～（3）の要件をいずれも満たす方が対象となります。

- （1）介護福祉士の養成施設等（※）に進学する方
- （2）将来、鳥取県内において介護福祉士の業務に年間180日以上従事する勤務条件で従事しようとする方（国立施設で県外でも該当となる場合があります）
- （3）学業成績優秀で心身共に健全であること

※養成施設等とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設

※既に他の同種の修学資金（日本学生支援機構が実施する第一種奨学金など）貸付けや職業訓練を受けている方は、原則として貸付を受けることができません。

※申請に際し、資力のある日本国内に居住する連帯保証人が1名必要です。

## 返還の免除について

養成施設を卒業した日から1年以内に、介護福祉士の資格登録及び鳥取県内の事業所で年間180日以上従事する勤務条件で介護福祉士を用いた業務への従事を開始し、その勤務条件で引続き5年間以上業務への従事を継続した場合等に、貸付金の返還免除申請権を取得できます。（ただし、返還免除の適用を受けるためには、免除申請書及び添付資料の提出が必要）

## お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部（TEL：0857-59-6336）

※ 利用条件、返還条件、返還免除条件等に関する詳細は、上記お問い合わせ先に御確認ください。

【参考】代表的な福祉の職場における資格配置要件

●=必須配置 ○=推奨配置 ×=配置要件ナシ

分野	区分	サービス名	介護福祉士	社会福祉士	看護師	保育士	介護支援専門員
高齢者分野	通所事業	老人デイサービスセンター	○	○	●	×	×
		短期入所施設	○	●	●	×	×
	入所事業	特別養護老人ホーム	○	●	●	×	●
		養護老人ホーム	○	●	●	×	×
		軽費老人ホームA型	×	●	●	×	×
		軽費老人ホームB型及びC型	×	●	×	×	×
		軽費老人ホームC型	×	●	×	×	×
		ケアハウス一般型	○	●	×	×	×
		ケアハウス介護型	○	●	●	×	●
		認知症高齢者グループホーム	○	×	×	×	●
	訪問事業	介護老人保健施設	○	●	●	×	●
		介護医療院	○	●	●	×	●
		訪問介護事業所（ホームヘルプサービス）	●	×	×	×	×
	相談事業	訪問入浴サービス	○	×	●	×	×
		訪問看護サービス	×	×	●	×	×
児童分野	通所事業	地域包括支援センター	×	●	●	×	●
		居宅介護支援事業所	×	×	×	×	●
	通所事業	保育所	×	×	○	●	×
		認定こども園	×	×	○	●	×
		児童厚生施設（児童館、児童遊園）	×	●	×	●	×
		学童保育	×	●	×	●	×
		児童発達支援センター（福祉の発達支援）	×	●	●	●	×
		児童発達支援センター（医療の発達支援）	×	●	●	●	×
		放課後等デイサービス事業所	×	●	×	●	×
	入所事業	乳児院	×	●	●	●	×
		児童養護施設	×	●	●	●	×
		児童自立支援施設	×	●	×	●	×
		母子生活支援施設	×	●	×	●	×
		助産施設	×	×	○	×	×
		福祉型障害児入所施設	○	●	●	●	×
訪問事業	医療型障害児入所施設	○	●	●	●	×	
	保育所等訪問支援事業所	×	●	×	●	×	
	相談事業	児童相談所	×	●	○	○	×
児童家庭支援センター		×	●	×	×	×	
障がい者分野	通所事業	自立訓練（機能訓練）事業所	○	○	●	×	×
		自立訓練（生活訓練）事業所	●	●	×	×	×
		就労継続支援（A型）事業所	●	●	×	×	×
		就労継続支援（B型）事業所	●	●	×	×	×
		療養介護	○	●	●	×	×
	入所事業	生活介護	●	●	●	×	×
		障害者支援施設	○	●	●	×	×
		共同生活介護（ケアホーム）	×	○	×	×	×
		共同生活援助（グループホーム）	×	○	×	×	×
	訪問事業	福祉ホーム	○	○	○	○	×
		居宅介護（ホームヘルプ）	●	×	×	×	×
		重度訪問介護	●	×	×	×	×
		同行援助、行動援護、移動支援	●	×	×	×	×
		重度障がい者等包括支援	●	×	×	×	×
	相談事業	夜間ケアサービス（夜間休日救急等確保事業等）	○	○	●	×	×
身体障害者更生相談所		×	●	●	×	×	
知的障害者更生相談所		×	●	×	×	×	
地域活動支援センターⅠ型		○	●	×	×	×	
地域活動支援センターⅡ型		●	○	×	×	×	
地域活動支援センターⅢ型		○	○	×	×	×	
精神保健福祉センター		×	●	×	×	×	
就労定着支援、自立生活援助		●	●	×	×	×	
その他	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	○	○	○	○	×	
	通所事業	無料低額診療施設	×	●	●	×	×
	入所事業	救護施設	○	●	●	×	×
		更生施設	×	●	●	×	×
		医療保護施設	×	●	●	×	×
		授産施設	×	●	×	×	×
		宿泊型自立訓練（宿泊提供施設）	●	●	×	●	×
相談事業	女性自立支援施設（旧：婦人保護施設）	×	●	×	×	×	
	女性相談支援センター	×	●	○	○	×	
社会福祉協議会	○	●	○	○	○		